**平成２３年（フ）第５８号**
沖縄県島尻郡南風原町字本部485番地５大信マンションＡ―305
債務者　今村理恵子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　那覇地方裁判所民事第３部

**平成２３年（フ）第７３号**
沖縄県那覇市安里３丁目１番６号レキオビル405
債務者　大城　弘子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　那覇地方裁判所民事第３部

**平成２３年（フ）第１４号**
北海道苫小牧市北光町４丁目７番11号
債務者　蝦名　政明
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２３年（フ）第２９号**
北海道苫小牧市有珠の沢町３丁目６番16号　松浦荘１－１－Ｂ
債務者　張山　尚民
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２３年（フ）第３０号**
北海道苫小牧市大成町１丁目６番17号　マンションダイリン３号
債務者　吉本　暁史
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２３年（フ）第１７号**
福島市太平寺字坿屋敷82番地の９　カンノコーポ西棟203号
債務者　小林　正知
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　福島地方裁判所

**平成２３年（フ）第１８号**
福島市太平寺字坿屋敷82番地の９　カンノコーポ西棟203号
債務者　小林　　愛
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　福島地方裁判所

**平成２３年（フ）第３０号**
福岡県遠賀郡遠賀町大字上別府1727番地
債務者　石松加代子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第５８号**
北九州市小倉南区朽網西５丁目32番19号
債務者　村上　絹子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第１１４号**
北九州市小倉北区城野団地１番43号
債務者　衛藤　清美
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第１２号**
鹿児島県肝属郡錦江町神川3322番地
債務者　岡元　裕矢
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２２年（フ）第４８９号**
佐賀県神埼市千代田町迎島2296番地１
債務者　眞﨑　潤子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１５号**
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺2233番地
債務者　髙山　勝行
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第２５号**
佐賀県佐賀市大和町大字東山田1064番地３
債務者　宮﨑　幸治
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第３７号**
青森県弘前市大字稲田２丁目３番地９　小野アパート202号
債務者　松田　京子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　青森地方裁判所弘前支部

**平成２２年（フ）第１０２０号**
熊本市小峯１丁目１番３号
債務者　村山　征男
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第１１２０号**
熊本市水前寺４丁目８番29号
債務者　亀井　壽和
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　熊本地方裁判所民事第１部